

国民年金保険料の納付について

●納付書で保険料を納めている方

納付書で保険料を納めている方については、国(社会保険庁)から四月上旬に平成十七度(二年分)の納付書が送付されますので、お近くの金融機関などで納めていただきますようお願いいたします。

この納付書には、納付案内書、口座振替申出書、前納納付書(一年分用/六カ月上旬分用・下期分用)、各月分納付書(平成十七年四月分/平成十八年三月分)が添付されています。

●学生納付特例が承認されている方

平成十六年度に学生納付特例が承認されている方については、平成十七年三月分までは学生納付特例期間となりますので、四月上旬に平成十七年四月分から平成十八年三月分までの納付書が送付されます。なお、引き続き学生で平成十七年四月以降も学生納付特例の適用を受けようとする場合は届出が必要になります。

※学生納付特例の承認を受けるためには、住所地の市役所・町村役場へ毎年届出が必要になります。受付は、平成十七年四月からですので、お早めに届出をしていただきますようお願いいたします。

※申請には、印鑑、在学証明書または学生証の写しが必要となります。

年金制度改正等のお知らせ

国民年金などの年金制度の改正が順次実施されることとなっています。平成十七年四月からの主な変更点を三月号に引き続きお知らせします。

●特別障害給付金制度が始まります

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金の請求が出来なかった障害者の方を対象とした、福祉的措置として創設されます。

◎対象者

- ①平成三年三月以前の国民年金任意加入対象であった学生。
- ②昭和六十一年三月以前の国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合などの加入者)の配偶者。

上記①または②に該当する方であって、その当時国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の一、二級相当の障害に該当する方。ただし、六十五歳に達する日の前日までに、当該障害状態に該当された方に限られます。

◎支給額

- 一級：月額五万円
 - 二級：月額四万円
- ※支給額は、毎年度物価の変動に応じて改定されます。
- ※ご本人の所得によっては、支給が全額または半額、停止される場合があります。

◎事務(受付)の開始日

平成十七年四月一日からです。

◎注意

- ①給付金の支給は、請求のあった月の翌月分から支給します。請求が遅れた場合には、遡って支給できませんので五月分から受け取るためには、十七年四月中に請求していただくようお願いいたします。
- ②障害給付の認定事務は、過去の状況を確認する必要がありますなど時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。なお、支給が決定すれば、請求書の受付月の翌月まで遡って支給します。

※詳しいお問い合わせは、お近くの社会保険事務所・社会保険事務局までお願いします。

大垣市八島町114
TEL 0584-78-5166

●育児期間中の配慮措置が拡充されます(厚生年金保険)

- ①育児休業期間中の保険料免除制度が拡充されます
子どもが満一歳に達するまでの育児休業期間中の健康保険・厚生年金保険の保険料免除制度が、子どもが満三歳に達するまで延長されます。再申請及び延長については、事業主を通じて社会保険事務所への届出が必要となります。
- ②育児しながら勤務する方への配慮措置が実施されます
三歳未満の子どもを養育するため、勤務時間の短縮などによって標準報酬月額(給与等、会社から支給される額を一カ月平均した額)が低下した場合、事業主を通じて社会保険事務所へ届出を行えば、子が産まれる前の標準報酬月額のままであったとみなして、将来の年金受取額が低

下しないように配慮する措置が創設されます。(保険料は増えません。)

なお、二年間まで遡って届出ができませんので、平成十七年四月以降に該当する期間がある場合は、会社を退職した場合も、直接、社会保険事務所へ届出を行うことができます。

●六十歳代前半の在職老齢年金制度の見直し

老齢厚生年金の受給している六十歳代前半の方が、就労して厚生年金保険の被保険者となった場合は、年金額が一律に二割支給停止となり、さらに年金額と賃金の額に応じて年金が支給停止されていましたが、一律二割の支給停止が廃止され、年金額と賃金の額に応じた支給停止のみとなる仕組みに変更されます。

なお、該当する方には、年金額が改定される旨のお知らせが、六月中旬までに社会保険庁から通知されます。

地域子育て支援センターのお知らせ

揖斐川町地域子育て支援センターは、四月二十日より旧揖斐川幼稚園にて開所いたします。(施設準備のため三月二十八日から四月十九日迄閉所)

四月の活動予定

- 十時三十分～十一時三十分
- 二十日(水) 開所式・お話ルーム
- 二十一日(木) 〇歳児交流&育児相談日
- 二十六日(火) お誕生会
- 二十七日(水) ふれあい広場
(こいのぼり作り)
- 二十八日(木) 一・二・三歳児交流
&育児相談日